

EU 市場における損害保険制度改革と保険自由化の影響

目 次

- | | |
|-----------|--------------------|
| ．はじめに | ．加盟国の損害保険制度改革とその影響 |
| ．EU の統合 | ．問題点、課題 |
| ．損害保険制度改革 | ．自由化後の影響 |
| ．EU 競争法 | ．最後に |

主任研究員 細田 道隆
研究員 望月 晃

要 約

．はじめに

1970 年以降、欧州では、保険制度改革が行われて来た。本稿では、自由化の動向を損害保険制度改革に焦点を当て、概観した。

．EU の統合

損害保険制度改革は EU の統合の一環として進められた。損害保険制度改革の理解を容易とするため、EU 統合について概観する。

．損害保険制度改革

第一次損害保険指令は 1973 年に採択された。その後第二次指令を経て、1992 年に採択された第三次指令が、市場統一実現の条件であるフレームワークを整えることとなった。

．EU 競争法

EU 競争法は米国反トラスト法と異なり、統合の一手段と考えられている。欧州委員会の判断により、産業政策に従属する可能性があるが、競争政策重視の運用が行われている。

．加盟国の損害保険制度改革とその影響

自由化が進んでいる国として英国を、EU 保険制度改革に従って改革を進めた国の中からドイツを選択し、制度改革の進展とその影響を概観する。

．問題点、課題

欧州委員会は様々な問題を指摘した報告書を公表している。特に国内法化の遅れや税法の不統一、消費者への情報提供が十分でない等の問題が残されている。

．自由化後の影響

保険市場では、保険料率低下、商品多様化、買収、合併、提携などの変化が生じている。この変化は、自由化が進んでいた国で加速すると共に、遅れていた国でも生じて来ている。

．最後に

保険市場を自由化する為のフレームワークは完成した。損害保険市場が抱える問題、障害は多い。しかし市場は変化しており、単一通貨ユーロ誕生で保険市場は新段階を迎えるだろう。

．はじめに

1999 年 1 月に通貨統合が行われ、米国市場を上回るような巨大統一市場が欧州に出現しようとしている。外交、安全保障などの政治的課題は、残すものの、1992 年 2 月に調印されたマーストリヒト条約の大きな一歩となろう。

第二次世界大戦で大きな被害を受けたこともあり、戦後、欧州に経済発展から取り残されるとの危機感が蔓延した。その中で欧州域内統合の考えが見直され、共同市場創設への努力が始まった。しかし、政治、経済、文化、言語等の障害は思いのほか大きく、各国の利害調整に長い年月と大きなエネルギーを要した。

マーストリヒト条約は共同市場であった EC を外交、安全保障、司法までも包含する政治統合体に統合する合意であり、欧州域内統合の最終仕上げと言えるだろう。マーストリヒト条約が目指す EU 統合は平和裡に広域地域を政治的、経済的に統合するという、壮大な歴史的実験であり、まだ解決しなければならない問題が山積している。しかし、少なくとも、経済的な市場統合は、単一通貨ユーロの登場で加速されるだろう。

当研究所では 1991 年に「EC 保険市場統合」を発行し、保険市場の統合の進展、および各国保険市場の実状、その後の展望についてまとめた。また 1997 年 10 月に当研究所発行の季刊誌安田総研クォーターリーに「ドイツ保険市場の自由化後の状況」を掲載した。

本稿は先の「EC 保険市場統合」発表以降の自由化の動向を、損害保険制度改革に焦点を当て、概観したものである。本稿の進め方としては、はじめに保険制度改革の議論に必要な EU 統合について、要約を載せることとした。詳細は「EC 保険市場統合」を参照されたい。

次に本論である EU の損害保険制度改革の動向を追うこととした。

そして EU メンバーの主要プレイヤーの中で、金融自由化が比較的進んでいる国として英国を、この EU 保険制度改革に従って保険制度改革を進めた国としてドイツを取り上げ、保険市場を舞台にどのような対応が行われたのか概観した。

更に現段階での問題点や課題、自由化後の影響等に付いて簡単に触れることとした。

なお、1993 年 11 月 1 日のマーストリヒト条約の発効により、経済的統合を目指す EC（欧州共同体）は政治的統合も含めた統合を目指す EU（欧州連合）に移行した。本稿では原則として 1993 年 11 月以前は EC、それ以後は EU と表記している。

．EU の統合

1970 年代以降の欧州の損害保険制度改革は EU の市場統合の一環として行われて来た。損害保険制度改革の理解を容易とするため、EU 統合について概観する。

1．EU 統合の動き

1923 年にオーストリアのクーデンドルフ・カレルギー氏が汎ヨーロッパ綱領を発表し、欧州統合の提案を行った。米国の繁栄に伴い低下する欧州の政治的、経済的な地位の回復を目指すものであった。しかし、その後のニューヨーク市場の株式暴落に端を発する世界恐慌、更にそれに続く第二次世界大戦の中で大きな流れとなることはなかった。

第二次世界大戦が終了し、欧州統合は再度注目を集めるようになった。中でも、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの三カ国は大戦中から協議を開始し、大戦終了後の 1948 年にベネルクス関税同盟に結実した。また二度に亘る世界大戦の何れもがドイツにより引き起こされたことで、ドイツ経済を支えていた石炭、鉄鋼業を欧州各国で共同管理する提案がフランスからなされ、1951 年 4 月にドイツ（当時は西ドイツ、以後ドイツと表記する）、フランス、イタリア、ベネルクス三国が参加して欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC・European Coal and Steel Community）設立を規定する条約（パリ条約）が締結された。

2．ローマ条約締結

欧州は第二次大戦の戦場となり、多大な被害を受けたが、その上、旧植民地が次々と独立し、危機感が増幅した。この危機感は欧州市場の統合に繋がり、1957 年に至り、欧州経済共同体（EEC：European Economic Community）、および欧州原子力共同体（EURATOM:European Atomic

Community) を設立する条約 (この EEC を設立する条約をローマ条約と呼ぶ) が結ばれた。

このローマ条約は、前文で「欧州を分割している諸障壁を撤廃することにより、欧州諸国の経済、および社会的進歩を確保すること」と謳っており、共同市場の実現など経済的、社会的統合を目的としている。それを実現する手段として、(1) 加盟国間の関税、および輸入数量割り当て措置などの撤廃、(2) 第三国に対して共通の関税を設け、共通の通商政策を行う、(3) 加盟国間の人、サービス、資本移動に関する障壁の撤去、(4) 農業、運輸部門における共通の政策実施を規定しており、EC 統合の基本を定めたものとして、EC の憲法と呼ばれていた。

なお、EEC、ECSC、EURATOM はその後 1967 年 7 月に統合され、欧州共同体 (European Communities、EC) となった。

3. ローマ条約から域内市場白書へ

1960 年代に入り、市場統合に向けた手続きは着々と進み、1968 年 7 月には加盟国間の関税、および輸入制限措置が撤廃され、第三国に対する関税の共通化が行われた。また、1960 年代は、長期間の交渉を要したが、共通農業政策についての合意を見たことが大きな成果であると言われている。

しかし、1970 年代に入ると、オイルショックにより EC 各国はインフレおよび失業率上昇に悩み、国内向けの政策を優先したため、統合のスピードは低下した。1980 年代に入ると、米国、日本に比較して経済のパフォーマンスが低下し、自動車や電子機器などのハイテク技術の立ち後れが目立つようになり、危機感 (Euro-Pessimism) が高まった。そしてその理由の一つとして EC 統合が当初の期待ほど効果を上げていないとの批判が強まった。

4. 域内市場白書 (Internal Market-White Paper from the Commission to the European Council)

EC 統合を阻害している障壁の除去を提案し、統合のスケジュールを明確化した域内市場白書が 1985 年 6 月、最高意思決定機関である閣僚理事会に提出された。本白書は、人、物、サービス、資

本の域内の自由な移動実現のため、305 項目に亘る具体的な提案を行い、実現の目標期限を 1992 年末と定めた。これらの内容は多岐に亘っているが、輸入数量制限などの物理的障壁、技術基準や会社法統一等の技術的障壁、税制、税率などの財政的障壁に分類できる。

5. 単一欧州議定書 (Single European Act)

白書を受けて、EC 設立を規定したローマ条約を改訂し、EC 統合の期限を 1992 年末と明文化した条約が 1986 年 2 月に調印された。この条約の成立で、EC 統合は後戻りできなくなり、以後統合のスピードは加速された。

なお、この条約で、従来の全会一致制に対し、各国に経済規模、人口等により割り当てられた投票権 (英国 10 票、ドイツ 10 票、フランス 10 票、スペイン 8 票、オランダ 5 票、デンマーク 3 票等) による特定多数決制を導入した。税制に関わる事項や、新規加盟国の承認など重要事項の決定は全会一致を原則としているが、この制度の導入で、閣僚理事会の意思決定が迅速化された意義は大きいと言われる。

6. マーストリヒト条約 (Treaty of Maastricht、正式には Treaty on European Union)

1991 年末にオランダのマーストリヒトで開催された閣僚理事会で合意し、翌 1992 年 2 月に調印された。これまでの EU 統合は経済面に限られていたが、この条約は EU の経済統合を更に進め、通貨統合、そして外交や安全保障を含めた政治統合を行うなど国家主権の一部を EU に移譲するものである。

EU 各国の経済水準や政治状況は異なるため、デンマークの国民投票における批准否決やポンドやリラの通貨不安、切り下げなどの障害もあった。しかし一部の不参加国を残すとはいえ、1999 年 1 月の通貨統合までこぎつけた。

・損害保険制度改革

域内市場白書にまとめられた 305 項目 (その後 282 項目に統合) はその後順次、規則¹ や指令² という形式で実現に向けた手続きが取られて来た。

市場統合に向けた保険分野の改革も、ローマ条約に掲げられた「設置の自由化」と、「サービスの自由化」の理念実現を目指して進められてきた。ローマ条約 52 条が規定する「設置の自由化」は、保険会社が自国以外の加盟国で支店、代理店、子会社を自由に設置する権利を保証する。またローマ条約 59 条が規定する「サービスの自由化」は、保険会社に対し、自国以外の加盟国に対して支店、代理店、子会社を構えることなく、保険サービスを直接提供する権利を保証する。欧州委員会では、単一市場の実現により、保険の選択の自由を達成し、顧客のニーズに合った保険の購入を可能にし、併せて保険会社間の競争が促進できると説明している³。

国際間で自由な取引を行ってきた再保険業界については、この自由化は早くから実現されたが、元受業界では、加盟各国間の利害が対立し、自由化の進展は遅れた。1970 年代に設置の自由化が行われ、1980 年代になってサービスの自由化への取り組みが行われた。損害保険に関する指令は EU が指令を発し、加盟各国が国内法化してきたが、第一次指令から第三次指令まで辿り、損害保険分野における制度改革を概観したい。

1．損害保険第一次指令

(1) 経緯

損害保険第一次指令は 1973 年 7 月 24 日に閣僚理事会が採択を行い、国内法施行期限を 1975 年 1 月 31 日と決定した。

1960 年代までの欧州では、保険監督の方法は国によって大きな違いがあった。英国、オランダにおいては規制は殆ど行われておらず⁴、ベルギーでは自動車保険、労災保険、そして生命保険等の一部の保険が規制の対象であった。それに対し、ドイツ、イタリアでは、全ての保険種目について約款、料率の認可など、強い規制が行われていた。自由で統一された保険市場の実現を目指し、自由化に焦点を合わせた、各国の監督、規制の平準化を目指す提案が 1966 年に行われた。しかし、各国の利害が対立し、自由化の基本的な枠組みを固めた損害保険第一次指令の閣僚理事会での採択は 1973 年まで待たねばならなかった。

なお、元々国際的な取引が中心であり、規制が少なかった再保険については、1964 年に再保

険指令が採択され、再保険に関する「設置の自由化」、「サービスの自由化」は 1969 年にほぼ完了している。

(2) 概要

本指令は EC 域内で不統一であった損害保険の免許制度を確立し、契約者保護の観点から、財務的要件を規定し、保険会社の保険金支払能力を確保したものである。主な内容は以下のとおりである。

規制対象損害保険事業の定義

規制の対象となる損害保険事業について、付表において、傷害、疾病、火災、自動車、信用、保証など、17 種目を挙げている（後に 1 種目追加され、18 種目となった。詳細は図表 1 参照）。

《図表 1》 損害保険種目分類

	保険種目		保険種目
1	傷害	10	自動車損害賠償責任
2	疾病	11	航空機損害賠償責任
3	陸上車両	12	海上・湖沼・河川船舶損害賠償責任
4	鉄道車両	13	一般損害賠償責任
5	航空機の機体	14	信用
6	海上・湖沼・河川船舶の船体	15	保証
7	輸送貨物	16	雑金銭損失
8	火災および自然力	17	訴訟費用
9	その他の財産損害	18	アシスタンス

免許取得手続きの平準化

以下に示すように免許取得手続きの平準化を行った。

- a．本店の所在する加盟国、および支店、代理店を置く全ての加盟国で免許を取得する必要がある。
- b．免許は保険種目毎に取得する。ただし、保険種目の一部のリスク、あるいは複数種目を一括した免許も可能である。
- c．保険事業を開始する要件として、株式会社、相互会社などの特定の事業形態を有すること、他の商業活動を営まないこと、事業計画書を提出すること、そしてソルベンシーマージン基準の達成、

契約準備金の保有を共通項目として決定した。

d. 地域内の他の国に支店、代理店を開設する場合の手続きが簡素化された。保険会社の設立は母国で承認されており、財務状況も確認されているので、当該国での代表者の任命と必要書類の提出が求められている。必要書類には、定款・役員名簿、母国監督当局が発行する証明書、事業計画書の三点が含まれる。

(3) 効果

第一次指令は保険会社の免許に関する EC 加盟国共通の最低条件を規定し、消費者保護を確保した上で、保険会社の EC 各国への進出を可能にした。加盟国は EC 域内の保険会社から免許の認可申請を受けた場合、正当な拒否理由を示さなければ、認可の拒否が出来なくなった。ただし EC 域外の会社が申請した支店や代理店に免許を与える義務はない。

欧州委員会は第三次指令で実現した単一免許制は規制の平準化によるものと評価している⁵。しかし第一次指令は免許に関する最低限の共通規則を規定したものであり、株式会社、相互会社などの事業形態や、料率、約款、保有契約準備金などに対する規制は加盟各国の決定に任されていたのである。また経営者や役員に技術的資格を求めるなど、付帯条件を付けることも認められており、本指令で実現されたのは、事実上、受け入れ国 (host country) 基準による免許制度であった。母国 (home country) 基準による進出は第二次指令によって実現されることになる。

2. 損害保険第二次指令

(1) 経緯

損害保険第二次指令は 1988 年 6 月 22 日に採択され、国内法施行期限は 1990 年 6 月 30 日とされた。

第二次指令も各国の利害が対立し、提案から閣僚理事会で採択されるまで長い年月を要した。母国から域内の他国への保険に関わるサービスの提供の自由に関する提案は、EC 委員会から、1975 年に提案されているが、閣僚理事会で採択されたのは、1988 年のことであった。

監督、規制が緩やかな英国、オランダに本店を置く保険会社が監督、規制の厳しいドイツやイタリア市場に自由に保険サービスの提供が出来るよ

うになると、自国の保険市場の規制や消費者保護が行えないという理由で、ドイツやイタリアが反対したのであった。また、税制や保険契約法の適用についての議論にも時間を要した。

この第二次指令が採択されるきっかけとなったのは、1986 年 12 月に判決が下りた所謂「保険 4 判決」であると言われている⁶。この判決は消費者保護のためには保険会社の財務上のチェックや保険約款の規制は正当とし、この場合、営業拠点設置に対する規制だけでは不十分であり、免許制度が有効であると認めた。一方で、リスクや保険契約者の性質により、免許制度は必要でないケースもあると示した。

この判決はリスクの区分を明確にしなかったが、この判決以降、大衆物件リスク (mass risk) についてはサービス提供先での免許制度による規制は妥当であるが、企業物件リスク (large risk) については免許制度は必要ないという考え方が一般的となった。そしてこの考え方は第二次指令で実現されることとなった。

(2) 概要

第一次指令が設置の自由を実現したのに対し、第二次指令はサービス提供の自由を実現した。主な内容は以下のとおりである。

企業物件リスクと大衆物件リスクの定義

以下に述べるように、企業物件リスクの定義を行った。a についてはリスクの性格から、b についてはリスクの性格と専門性から、c についてはリスクの規模から定義を行っている。ただしこの基準は加盟国の国内法化によって多少の差が生じている。

- a. 鉄道車両、航空、船舶、貨物、航空機賠償、船舶賠償保険
- b. 商工業に関する信用、保証保険
- c. 火災、財産損害、一般賠償、利益保険が、総資産合計、正味売上高、会計年度中の平均従業員の基準の内、二つ以上の基準を満たす場合

上記リスクに該当しないリスクが大衆物件リスクに分類されている。

企業物件リスクのサービス提供自由化

母国で免許を受けている損害保険会社に対し、企業物件リスクに関わる保険サービスの、域内各国への提供を自由化した。

サービスの提供を受ける国の監督機関は、保険約款や保険料率などの届け出を求めることが禁止された。提供されている保険サービスが法律等に違反していないかどうかを確認する必要がある時のみ、認められている。

リスクが存在する国の保険契約法の適用

EC 域内で締結される保険契約に対して、どの加盟国の保険契約法が適用されるのかという問題がある。それについては、リスクが存在する国、企業経営の中心が存在する国の保険契約法が原則として適用される。それ以外の場合は契約当事者の選択による。契約者保護を重視し、契約者にとって馴染みのある法律を適用している⁷。フランスは国内法により、フランス国内で契約される保険証券のフランス語のみでの表示を求めており、欧州委員会で改善を求めている。

EC 域内に本社を持つ保険会社へ適用限定

自由なサービス提供が認められるのは、EC 域内に本社を持つ保険会社に限定している。

(3) 効果

この第二次指令は加盟各国の国内法化を経て1990年6月30日までの施行を求められていたが、1993年1月1日ようやく完全実施された。しかし、自由化が遅れていたスペインは1997年まで、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドは1999年までの延長が認められた。

この第二次指令によって、EC 加盟国の損害保険会社は、域内他国の市場に支店、代理店を設置すること無く、企業物件リスクについて保険サービスの提供が出来るようになった。このサービスの提供は、サービス提供を受ける国の監督、規制を受けることなく、行えるようになったので、損害保険の自由化に大きな一歩を示すことになったと言える。

しかし、大衆物件リスクについては、依然として、進出先、サービス提供先国の規制に従っており、外国企業の進出を事実上閉ざしていた。

欧州委員会は第二次指令が完全実施に向かった1992年の時点で、企業物件リスクの、損害保険市場全体に占めるシェアは20%以下であり、企業物件リスクに関わるサービス提供の効果は市場全体の中では限定的であったと評価している。⁸

3. 損害保険第三次指令

(1) 経緯

損害保険第三次指令は1992年6月30日に採択され、1994年7月1日までの国内法施行期限と決定された。

第一次指令、第二次指令で段階的に自由化が進められてきたが、顕著な効果は企業物件リスクのサービス提供の自由化が挙げられるだけであり、それは保険会社にとっても、顧客にとっても、不十分であった。そこで第三次指令により損害保険市場に残された障害を除去し、市場統合の完成を実現するための、基本的な法的枠組みの構築が行われた。

(2) 概要

単一免許制の導入

従来の設置の自由、サービス提供の自由に関する制度を全面的に改訂し、保険会社に対する監督を母国による監督制に一元化した。その結果、保険会社は、母国の免許を受けていれば、受け入れ国の免許手続きを必要とせず、EC 域内各加盟国に対して自由に支店、代理店を設置できるようになった。ただし、保険会社は、母国の監督当局に対し、受け入れ国での支店の組織、事業計画、代表者、代理店などの通知を行う必要がある。これを受けて母国の監督当局は受け入れ国の監督当局に対し、これらの情報と当該保険会社のソルベンシーマージン証明を保険会社からの通知日より3ヶ月以内に通知する義務を負っている。通知を受けた受け入れ国の監督当局は、公共の利益 (general good) に関する範囲で設置の条件を付けることが可能だが、付帯条件が無ければ保険会社はその後2ヶ月以内に支店等の設置が可能となる。

なお、母国の監督当局は単独で、あるいは受け

入れ国の監督当局と共同して、支店の検査を行う権限を与えられている。（子会社により進出した場合は受け入れ国の規制、監督に従う）

免許申請時の保険約款、保険料率の届け出廃止

免許申請時に、第一次指令では事業計画書の一部として保険約款、保険料率の提出を求めており、第二次指令では企業物件リスクについてのみ提出義務を廃止した。第三次指令では大衆物件リスクについてもこの義務を廃止した。ただし、強制保険については、約款の事前届け出を求めることが出来るとしている。

財務上の監督に関するルールの一斉化

準備金の算出方法について統一基準を設けた。ソルベンシーマージンの規定について一部改訂を行った。保険会社の買収については、母国の監督当局に対し、事前の届け出を求めることとし、保険会社の株主の異動に関する監督を強化した。

域内では過去 20 年間に倒産に至った会社は数少なく、欧州委員会は、ソルベンシーマージンに関する対応は、おおむね上手く行っていると総括している。これまでに倒産した会社はグループ会社や持ち株会社に関係してソルベンシーマージンが不足していたとの分析により、1995 年に欧州委員会よりグループ保険会社指令（Directive on the Supervision of Insurance Undertakings in a Group）が提案され、検討が続いている⁹。

サービス提供の完全自由化

第二次指令では企業物件リスクのみ、EC 域内の他の加盟国への保険サービスの提供を自由化していた。第三次指令では、大衆物件リスクについてもサービスの自由化を適用した。ただし、保険会社は、母国の監督当局に他加盟国へのサービス提供の開始を通知する義務を負う。母国の監督当局は、サービス提供先の市場を監督する当局に、引き受け保険種類などを、当該保険会社のソルベンシーマージン証明を合わせて、保険会社からの通知日より 1 ヶ月以内に通知する。サービス提供先の監督当局が通知を受領次第、保険会社はサービス提供を開始できる。

（３）効果

第二次指令の企業物件リスクのサービス提供自由化に続き、第三次指令での単一免許制による支店、代理店の進出、および大衆物件リスクのサービス提供自由化は、EC 域内の保険会社の営業活動に対する規制をほぼ取り去ったと言えよう。欧州委員会は単一免許制をユーロピアンパスポートと例え、保険会社が母国以外の域内市場に進出するかどうかは、その会社の経営判断のみによると説明しているが¹⁰、この例えが単一免許制の機能、意義をよく表現しているだろう。

保険約款、保険料率を含めた自由化は、新たな顧客獲得、従来の顧客の防衛を目的とした保険会社間の競争を激化させ、その流れは、自由化が進んでいた英国、オランダからドイツに影響を与え、更に規制に守られていたイタリア市場にまで影響は及んでいる。

効率化による競争力の強化を目指した、元受保険会社、再保険会社、保険ブローカーは国境を越えた大型買収、合併に向かった。また、いち早く自由化が進展した企業物件市場では、情報技術の進歩や米国市場からの影響もあり、大企業が、より有利な保険の入手を目指して、自家保険やキャプティブ設立を行うようになった。大衆物件市場でも、保険料競争、サービス競争の中で、電話や郵便を利用するダイレクトライティングの進出が目立つようになった。

1997 年 10 月の段階で、スペインは第三次指令を国内法化しておらず、また、フランスや、ベルギー、フィンランドなども一部について国内法化が遅れているが、欧州委員会はこれらの点について、意見書（reasoned opinion）を送付して完全実施を求めている。こうした意見書に対して、納得のいく回答が得られない場合、欧州委員会は欧州裁判所に問題を持ち込んでいる¹¹。

・ EU 競争法

EU 統合の目標である単一市場を実現するためには、市場の競争を維持し、価格カルテル等の共同行為を禁止する競争法の適用が必要となる。ここでは EU 競争法と保険の関わりについてまとめてみたい。

1. 概要

EU には独立した競争法はなく、1957 年に締結されたローマ条約の 85,86 条を通常、EU 競争法と呼んでいる。競争維持を最大の目的とする米国反トラスト法と異なり、EU 競争法は欧州統合の一手段と考えられている。また、産業政策のために競争政策を制限する規定があり、85 条 3 項は共同行為が EU 域内の「技術、経済進歩」に寄与する場合には、競争法の適用を除外すると規定している。

このため、欧州委員会の判断によっては、産業政策に従属した運用が行われる恐れがあるが、これまでは、競争政策を産業政策より重視した運用が行われている。これは、ローマ条約が目指す市場の統合には、EU 域内の政府と企業を競争政策に従わせる必要があることによる。EU 競争法は EU 加盟国間の取り引きに影響を与える共同行為に適用され、それ以外の共同行為については各国の競争法が適用される。

従来、EU 競争法は保険分野には適用されないと一般的に考えられてきたが、損害保険においては、欧州委員会は 1984 年にイタリアの保険業界団体（Nuovo Cegam Consortium）の企業保険に関する協定を競争法違反と認定した。また欧州裁判所もドイツの財産保険事業者協会（VdS:Vervand der Sachversicherer）の火災、利益保険料引き上げ勧告を競争法違反とした欧州委員会の判断を支持した¹²。その後、保険会社、および保険業界団体は協定、団体による勧告について、適用免除の申請を行ったため、欧州委員会は保険分野における一括適用除外についての検討を行うこととした。

2. 一括適用除外

1991 年 5 月に閣僚理事会は保険分野における特定の協定、決定、共同行為に関する競争法の適用除外を宣言する権限を欧州委員会に与える閣僚理事会規則を採択した。この採択に従い、欧州委員会は 1992 年 12 月に保険分野の一括適用除外を規定する規則（Block Exemption Regulation）の採択を行った¹³。

この欧州委員会規則では、（1）共通純保険料率表の作成、（2）標準保険約款の作成、（3）特定の危険に関する共同保険や共同再保険による引き受

け、（4）防災設備の検査、および承認に関する共通規則の作成を認めた。なお、1991 年に閣僚理事会が欧州委員会に権限を与える際に、損害査定に関する協定、悪質契約情報の登録、交換制度を認めている。この一括適用除外に含まれない行為は、閣僚理事会規則に基づき、個別に欧州委員会に対し、競争法の適用免除の申請を要する。

なお、共通純保険料率表の作成については、中小の保険会社の中には、単独で信頼に足るデータを集めることが不可能な会社も存在する可能性を考慮し、事故率、死亡率、修理費や治療費の増加傾向などのデータ交換を認めたものである。また、保険市場では保険会社と契約者の間での情報の非対象性が存在するため、契約者の商品の比較を容易にし、市場の透明性を増す事を考慮して、標準保険約款の作成が認められた。この標準約款の使用を強制する行為は当然ながら、一括適用除外に該当せず、競争法違反となる。

3. 寡占化への対応

EU 競争法は、域内の取り引きを妨げる障害を排除するだけでなく、異なる加盟国の保険会社間の競争を促進する自由化も目的としている。保険会社の国境を越えた買収、合併が盛んになると今度は逆に寡占化の可能性が生じ、市場の競争を制限しかねない。そこで閣僚理事会は、1989 年に、事業者間の結合の規制に関する閣僚理事会規則（the Merger Regulation）を採択した。

欧州委員会は 1997 年 3 月までに、44 件の買収、合併の案件を審査したが、結果として全件、承認している。欧州委員会は、優越的地位の濫用を禁じる競争法 86 条を保険市場に適用していないが、その事も含め、保険市場の寡占化は現状では心配する段階ではなく、競争の促進を優先するべきという意見もある¹⁴。

. 加盟国の損害保険制度改革とその影響

EU メンバーの主要プレイヤーの中で、金融自由化が比較的進んでいる国として英国が第一に挙げられるが、この EU 保険制度改革がどのような影響を与えたかを、概観することとした。

次にこの EU 保険制度改革に従って保険制度改

革を進めた国の中からドイツを取り上げて、自由化が遅れていた国でどのように改革が進展したかを概観したい。

制度を見ていくには、法規、監督当局、競争法、消費者保護の観点が必要であり、これらの点から、保険制度改革およびその影響を整理した。

1. 英国の保険制度改革

(1) 保険監督法規

英国の保険監督法規の起源は 1870 年の生命保険会社法であり、その後損害保険の規定を盛り込んだ 1909 年保険会社法が制定された。

英国は歴史的に自由主義の概念を尊重し、判例法、自主規制による監督、規制を行ってきた。金融機関に対する監督目的も、支払能力と財務的堅実性の確保に置かれていた。保険業界に関しては、保険契約者には保険カバー、サービス、保険料についての最大限の選択権を確保し、保険会社については支払能力の確保を条件に保険約款、保険料率の自由な決定を任せていたのである。事業成績などを公開し、その内容を市場、消費者に判断させるという公示自由主義は第一次オイルショック後の金融機関の倒産、年金保険の不法販売等の発生で実体的監督主義に転換した。しかし、保険会社の設立、運営、経営不振に対する対応について政府が監督を行うとはいえ、保険約款、保険料率については従来どおり、認可制度を採っていなかった。

EU の保険制度改革は、この英国流の自由主義を域内に拡大する過程とも見ることが出来る¹⁵。英国自身の取り組みは損害保険指令に従い、英国流ルールを、立法により明文化することが主体であったと言える。

(2) 監督当局

英国の保険監督行政は会社法、1982 年保険会社法 (Insurance Companies Act 1982)、1994 年保険会社規則 (Insurance Companies Regulations 1994)、1995 年保険会社準備金法 (Insurance Companies Reserves Act 1995) に基づいて行われ、貿易産業省 (DTI: Department of Trade and Industry) 保険局が監督を行って来た。現在、金融サービス庁 (FSA: Financial Services Authority、1997 年 10 月に SIB: Securities Investments

Board、証券投資委員会から名称変更)を中心に、金融制度改革が進行中である。従来は、金融商品のみを金融サービス法 (Financial Services Act 1986) が規制対象としていたため、損害保険は対象外であったが、1999 年以降にこの改革が完成すると、損害保険会社を含めた全ての金融機関が金融サービス庁の監督下に入ることとなる。

英国保険協会 (ABI: Association of British Insurers) によると、1996 年現在、損害保険会社は 637 社が免許を得ている。このうち、自動車保険の免許を得ているのは、353 社である。ただし、実際に自動車保険の引き受けを行っているのは、65 社ほどで、これに Lloyd's の 21 シンジケートが加わる¹⁶。

(3) 損害保険第一次指令への対応

英国では従来、保険会社の他業禁止の規定はなかったが、第一次指令に従い、1981 年に保険会社法を改訂し、保険事業に関連する業務を除き、保険会社は他業務を兼営できないという規定が追加された。この反対解釈で銀行本体も保険業務に進出できない。銀行本体は代理店として保険の販売は可能である。

子会社、持ち株会社の子会社の業務には、規制が無いので、これらを通じて参入できる。また生・損保兼営についても禁止されていなかったが、合わせて生・損保兼営禁止も規定された。

(4) 損害保険第二次指令への対応

英国では従来から他国の保険会社への直接付保が認められており、第二次指令は英国の保険会社にとって、域内各国へ企業物件リスクの保険サービス提供が自由になったという大きなメリットがあった。

第二次指令を国内法化する保険会社規則を 1990 年に設け、企業物件リスク・営業拠点の定義、保険契約への適用法などを規定した。

また、英国内での免許申請については保険約款、保険料率の届け出を求めていたが、企業物件リスクについては、届け出を免除することとした。

(5) 損害保険第三次指令への対応

第三次指令における料率、約款の自由化の内容は、欧州主要国の中で自由化が最も進んだ英国に

ほぼ準拠したものであり、英国の監督、規制には殆ど影響を与えていない。また、欧州委員会は自由化により最も影響が反映しやすい保険料についても、自由化が進んでいた英国、オランダでは、殆ど影響を受けていないと分析している¹⁷。

単一免許制への移行の国内法化を目的として1994年に新しい保険会社規則が施行され、供託金、ソルベンシーマージンの計算方法などが規定された。1995年には保険会社準備金法が制定され、我が国の異常危険準備金に類似した平衡準備金の規定新設などの動きがあった。

(6) 消費者保護

英国内で保険の募集関係を規制する法律には、保険会社法、保険会社規則の他、1977年保険ブローカー登録法(Insurance Brokers Registration Act 1977)、金融サービス法などがある。

1981年に発生した証券不祥事をきっかけとして、消費者保護を目的とした1986年金融サービス法が制定された。しかしこの法律は金融商品を対象としており、損害保険は規制の対象としていない。また不公正な契約を無効とする不公正契約条項法(Unfair Contract Terms Act 1977)が1977年に制定されたが、付則により、損害保険は対象から除外されている。

損害保険会社は英国保険協会に加入し、保険ブローカーは保険ブローカー登録評議会(IBRC: Insurance Broker Registration Council)に登録することにより、団体の規約の拘束を受ける。

また保険業界の手により、1982年に保険オンブズマン制度としてIOB(The Insurance Ombudsman Bureau)が設立され、多くの保険会社が加盟している。加盟保険会社はIOBの10万ポンドまでの裁定に拘束され、それを超える部分の裁定額は勧告の意味しかないとされている。¹⁸

保険監督法規の項目でも簡単に触れたが、現在、英国では金融制度改革が進行中である。1986年に制定された金融サービス法は、業態別規制から機能別規制¹⁹へ、そして英国の伝統である自主規制に公的規制をとりいれるという大胆な金融制度改革であった。この改革は効率的監督、市場の透明性、競争の実現、個人投資家と法人投資家との区別などの効果を金融市場にもたらした。しかし、自主規制団体を通じた規制、監督が、上手く機能

せず、銀行、証券、保険業界の不祥事の発生に対する対応が不十分であった²⁰。今回の制度改革が完了すると、損害保険会社や保険ブローカー、保険代理店も金融サービス法の下で金融機関、金融関連業者として規制対象となる。

(7) 競争法について

保険事業に関する英国の競争法は1980年競争法(Competition Act 1980)である。同法は国内でのサービス提供に関し、競争を制限、歪曲、妨害する行為等を対象としている。2以上の企業によって結ばれた取り引き協定は、全て公共の利益に反するかどうかの判断を、制限的取り引き慣行裁判所(Restrictive Practices Court)に付託する義務があるが、保険会社については、制限的取り引き慣行法付則(Restrictive Trade Practices Act 1976)により、共同保険などの届け出義務は免除されている。

なお、1982年保険会社法などの保険監督法規には料率算出団体の規定はなく、業界団体も現在は料率算出を行っていない²¹。

また保険会社が破綻した場合に備えて、支払保証基金制度が、1975年保険契約者保護法(Policyholders Protection Act 1975)に基づいて運営されている。

2. ドイツの保険制度改革

ドイツの保険制度改革は、EU市場統合の流れの中で実施された。以下では、ドイツ保険監督制度の概要にふれた後、ドイツにおいて損害保険指令がどのように国内法化されたのか、およびドイツにおける消費者保護、競争法の現状はどのようなになっているのかについて取り上げる。

(1) 保険監督法規

ドイツの保険事業に関する法律は、保険監督法(VAG: Versicherungsaufsichtsgesetz)および保険契約法(VVG: Versicherungsvertragsgesetz)を中心に、自動車保有者の義務保険に関する法律(PfIVG: Gesetz über die Pflichtversicherung für Kraftfahrzeughalter)、競争制限禁止法(GWB: Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)、商法(HGB: Handelsgesetzbuch)および民法(BGB: Bürgerliches Gesetzbuch)等により構

EC 域内加盟国に本社を有する保険会社がドイツ国内に営業拠点を設置して営業を営む場合にも、免許を受けることが必要である。但し域外国からの場合に比べて、申請書類が軽減されている。営業拠点を設置せず、サービスの提供を行う場合も免許が必要である。但し、企業物件リスクの引受のみを行う場合には、免許を必要とせず、連邦保険監督庁に対して引き受ける保険種目と母国の監督当局の証明書（ソルベンシマージン、最低保

証準備金、営業拠点が存在する域内国以外での取引を認めていることの証明)を届け出るだけでよい。

(5) 損害保険第三次指令の国内法化

損害保険第三次指令は、母国監督主義によるサービスの完全自由化、単一免許制の導入、料率・約款の自由化および保険監督ルールの調和を規定するものである。この指令を盛り込んだ国内法の施行期限が1994年7月1日であったことから、保険監督法および保険契約法等の改定案が同年7月8日に連邦参議院を通過し、同年7月29日から施行された。損害保険第三次指令の国内法化の概要は以下のとおりである。

母国監督主義への対応

EU域内に本拠を有する保険会社は、支店の設置またはサービス供給取引の方法で、ドイツ国内における元受事業を行うことができる。その際、元受事業に関する監督は母国の監督当局が行う(VAG第110a条)。

普通保険約款および保険料率の事前認可制度の撤廃

損害保険第二次指令による企業物件リスクに続き、自動車賠償責任保険等の強制保険を除くすべての損害保険種目につき、事業免許の申請時に提出を義務付けられている基礎書類から普通保険約款が削除された(VAG第5条)。

また、事業免許の申請時に提供を義務付けられていた基礎書類から料率算出方法書が削除された。また、自動車賠償責任保険については、「自動車保有者の義務保険に関する法律」第8条で事前認可を規定していたが、これが撤廃された。また、「自動車賠償責任保険料率に関する政令」は廃止された。

この約款および料率の事前認可制の撤廃は実体的監督主義を堅持してきたドイツ保険監督制度の重要な変更であり、これ以降の監督はVAG第81条に規定される保険会社の事業経営全般に関する「継続的監督」のみに委ねられることになった。この継続的監督においては、「任務の遂行は公共の利益のためにのみこれを行う」および「保険監督庁は、不測の事態を回避または排除するために

適切かつ必要な命令を発することができる」としている。

上述のとおり、損害保険第三次指令の国内法化により、監督規制は大きく変更された。現在の枠組みは次のとおりである。

商品・料率の規制

基本的には、商品の約款および保険料率についての規制は廃止され、ドイツ保険協会(GDV:Gesamtverbandes der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.)が純率アドバイザーレートおよび標準約款を提供しているだけである。但し、代替疾病保険および強制保険²³については、基礎書類に付加的な書類として、普通保険約款の提出が義務付けられている。

事業免許

a. ドイツで保険事業を行うには、免許を必要とし、保険事業を専業とする会社には免許が付与される。但し、EU加盟国の母国で免許を取得している会社の場合には、ドイツ当局に対する免許申請は不要である。一方、EU加盟国以外の国で設立された会社(第三国会社)については、免許取得が必要である。なお、再保険については免許不要である。

b. 保険事業の免許は、保険種類ごとに付与される。生命保険および代替疾病保険事業については、兼営禁止が維持されている。その他の事業については兼営が可能であるが、訴訟費用保険の兼営については、その査定・支払業務を他の企業に譲渡しなければならないとされている(VAG第8a条)。従来は訴訟費用保険事業につき専業主義が取られていたが、1987年に採択された訴訟費用保険指令が専業主義の撤廃を規定したことから、1990年7月から変更された。なお、査定・支払業務の譲渡は原告・被告間の利益相反を排除する趣旨である。また、信用・保証保険事業の専業主義も1987年採択の信用・保証保険指令に基づき1990年から撤廃された。

国内保険会社の組織形態

保険会社の法的組織形態は株式会社、相互会社、

公営会社および特殊有限会社といった形態が存在する。1995 年末現在で、連邦レベルで監督する保険会社のうち株式会社 334 社、相互会社 336 社および公営保険会社 24 社となっている²⁴。

(6) 消費者保護

約款規制法が 1996 年 7 月 19 日に改正され、「消費者契約」の規定 (第 24a 条) が創設された。

また、消費者保護のために次のことが保険監督法に規定されている

保険企業は、保険契約者が自然人である場合には、次の基準に従い、契約締結前および有効期間における保険関係にとって重要な事実ならびに権利に関する消費者情報を、保険契約者に対して書面をもって提供しなければならない。それは、明確に表現し、整然と区別し、かつわかりやすくドイツ語または保険契約者の母国語で作成しなければならない (VAG 第 10a 条) 。

a . 契約締結前に提供しなければならない消費者情報

すべての保険種類にとって必要な消費者情報

- ・保険者の名称、住所、法形態および本店、ならびに契約が締結されることになる支店

- ・保険関係に適用される、料率規則を含めて普通保険約款、および契約の準拠法の説明

- ・普通保険約款または料率規則が使用されない場合に限り、保険者の給付の範囲、および履行期間に関する説明

- ・保険関係の有効期間に関する説明

- ・保険関係が多数の独立した保険契約を包括することを意図する場合において、保険料を個々に提示しなければならないときの保険料の額、および、保険料支払方法に関する説明、ならびに不時の追加料金および雑費に関する説明、および支払義務を負う総額の説明

- ・申込者が申込みに拘束されなければならない期間に関する説明

- ・撤回または解除についての権利に関する説示

- ・保険契約者が、保険者に関する苦情を相談することができる主務官庁の住所

b . 契約の有効期間中に提供しなければならない消費者情報

- ・保険者の名称、住所、法形態および本店、ならびに契約が締結された支店の不時の変更

- ・法規命令の改正によって生じる場合に限り、保険関係の有効期間、保険料支払方法等の消費者情報の変更

(7) 競争法について

保険事業に関するドイツの競争法は、1957 年 7 月 27 日に制定された競争制限禁止法である。当初は保険事業に対して弊害規制主義を採用し、広範囲の適用除外を定めていたが、1989 年 12 月 22 日の第 5 次改正により、原則禁止主義に移行した。なお加盟国間の取引に影響を及ぼす共同行為については EU 競争法からも規制される。

なお、料率算出に関する団体について規定する法令は存在しない。ドイツ保険協会が、協会機能の他に、料率算出機能を有しており、純率アドバイザリーレートおよび標準約款を提供している。また、従来、保険金額 10 億 DM 以上の大企業物件 (火災・利益) については KOKOs と呼ばれる料率算定組織が存在し、事実上 KOKOs の委員会が決定した料率が適用されてきた。しかしながら、1995 年 5 月に最大手の保険会社である Allianz 社が脱退を表明し、この組織は事実上崩壊した。

. 問題点、課題

1997 年 10 月に欧州委員会は単一市場における保険の自由化に関するレポートを公表しているが²⁵、これによると、加盟各国での積み残しが多数、指摘されている。スペインは損害保険第三次指令の国内法化を期限内に行わなかったため、欧州委員会は国内法化を求めて欧州裁判所に提訴した。またフランスや、ベルギー、フィンランドも第三次指令の一部について、国内法化していなかった。

フランスは、損害保険第三次指令で禁止された、保険約款の事前届け出を依然として求めている。また先にも触れたが、フランス国内での保険契約について、フランス語のみでの表記を求めている。更にフランスは、自動車保険の無事故割引制度に関して、同一の割引、割増率の適用を保険会社に

求めていた。同様の問題はベルギーやフィンランドにも存在していた。ベルギーは、単一の保険料で EU 域内をカバーしていなかったため、欧州委員会は同国に対し、自動車保険第三次指令に従って、単一の保険料で域内全域をカバーするように求めた。

課税制度に関する障害の撤廃は、閣僚理事会での全会一致の議決が求められており、進んでいない。自国の企業を外国企業より税金上で優遇している国があるという批判や、外国の保険会社と、生命保険契約を結んだ場合に、税控除を受けられないという問題が指摘されている。欧州委員会も課税制度が、単一市場実現の障害となっていることを認めている。図表 2 は加盟各国の保険料税率を示すが、リスクが存在する加盟国で保険契約に対して課される保険料税は、スウェーデン、デンマークの非課税からフィンランドの 22% まで大きな格差が認められる。

《図表 2》

加盟国	フィンランド	仏	伊	オランダ	ベルギー	英	デンマーク
保険料税 (%)	22.0	18.0	13.5	9.4	9.25	4.0	0

(出典) POST MAGAZINE July 16 1998.

欧州委員会は 1996 年のグリーンペーパーで、金融サービスに関する消費者問題を取り上げている²⁶。それによると外国の保険会社から強制自動車保険の購入を断られたり、外国人だからという理由で、不利な条件を提示されたという苦情が、数多く寄せられているという。

また損害保険以外でも、非居住者に対する金融商品の販売謝絶や、消費者の情報不足を利用した仲介業者による詐欺的行為等が取り上げられている。この問題に対応する保険仲介者指令の採択が必要であるとの意見²⁷もある。

欧州委員会は、基本的には加盟各国の契約法と契約自由の原則から解決する事を妥当とし、公共の利益に関する過剰規制の問題と共に、単一市場実現にとって重要な問題であり、今後も加盟国との密接な協力のもとにモニターを続けると公表している。

なお、全ての指令の国内法化によるルールの徹

底の期限は、ユーロが導入される 1999 年 1 月 1 日となっており、欧州委員会は、各国の未実施割合を示したスコアボードを公表し、加盟各国の国内法化、および施行を督促している。

・自由化後の影響

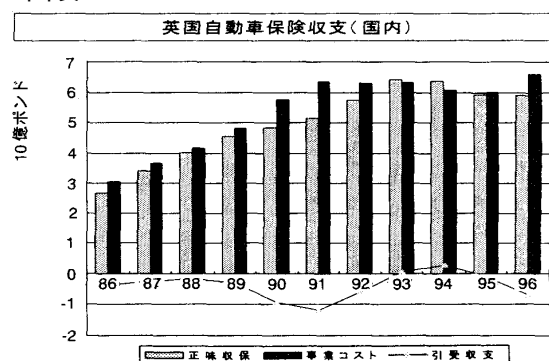
これまで見てきたように、ローマ条約が謳っていた「欧州を分割している諸障壁を撤廃することにより、欧州諸国の経済、および社会的進歩を確保すること」の実現に向けて、損害保険市場でも様々な取り組みが行われてきた。ここで再確認すると、第一次指令で各国の免許条件や、財務的要件の平準化が行われ、第二次指令で企業物件リスクに関する保険サービス提供の自由化が行われた。そして第三次指令では、サービス提供の自由化が大衆物件リスクにも拡大され、保険約款、保険料率の自由化が行われると共に、単一免許制への移行が行われた。先に紹介したように、域内の保険会社は加盟各国で、自由な営業活動が保証されるユーロピアンパスポートを獲得したのである。

自由化後の域内各国市場、およびそれに対応する各保険会社戦略の変化は多様化し、スピードを増してきている。自由化後の変化についてまだ結論を出すには尚早という意見もあるが²⁸、ここで現時点までの変化について、特徴を簡単にまとめてみたい。

1. 料率競争、収益の低下

規制が殆ど行われていなかった英国では、早い時期から価格を中心とした激しい競争が行われ、1970 年代以降、自動車保険の収支は赤字基調が続いている(図表 3 参照)。

図表 3



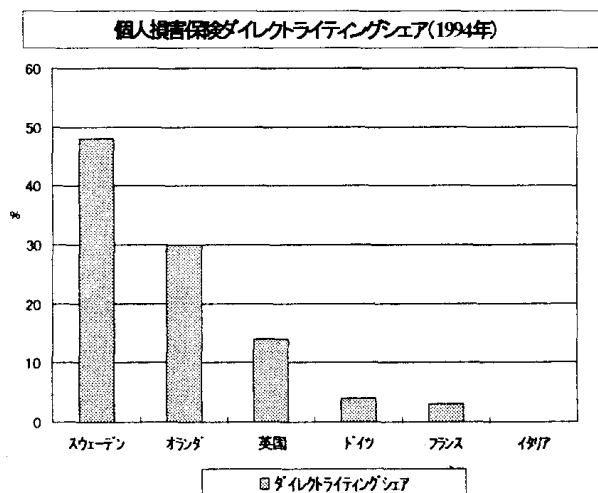
(出典) Insurance Statistics Year Book (1986-1996)

EU の統計機関である EUROSTAT が 1997 年に発表した保険市場調査²⁹によると、域内の全損害保険会社のコンバインドレシオが 95%であるのに対し、ルクセンブルグ 88%、ドイツ 95%とこれらの市場はプロフィタブルと紹介している。しかし、1994 年に約款と料率の自由化が実現したドイツではその後は競争激化に向かい、料率の低下、保険料の減収と、収益の低下が始まっている。今後、この動向は他の保険種目を含めて加速し、イタリアやスペインに広がっていくものと思われる。

2. 販売チャネル間競争

欧州委員会は、外国からの進出も含めて、電話やインターネットを利用したダイレクトライティングの今後の発展可能性を強調している³⁰。従来の販売チャネルを利用しないダイレクトライティングが大きなシェアを占めているのは、保険の自由化が進んでいる英国、オランダ、そして北欧であることからこの可能性が現実のものとなる確率は高いものと思われる（図表 4 参照）。

図表 4



(出典) Direct Insurance in Europe, FT(1995)

中小保険会社では、単独で料率競争、商品、販売チャネルの多様化に対応しきれないため、中小保険会社間の提携、合併は勿論のこと、フランスのバンカシュランス³¹やドイツのアルフィナンツ³²に見られるような、多数の顧客を抱える銀行や非金融機関の販売チャネルを利用する提携、買収の進展も予想される。

また国際的大企業を中心に A R T³³ が発展している。情報通信技術や、保険リスク証券化の今後の更なる進展等も考慮すると、保険市場での販売チャネル間の競争は保険市場内に止まらず、隣接市場をも巻き込んで激化するものと思われる。

3. 国際間競争

競争が激化した市場では保険会社が生き残りをかけて、戦略を練っている。現在取られている戦略は新規進出や買収、合併、子会社化による規模の拡大と特定の保険種目、営業地域に絞ったニッチ戦略であろう。そしてこの競争は自由化の流れと共に国境を越え、特にドイツ、スイスの保険会社の他国への進出が目立っている。この動きはこれまでは英国、フランスなど自由化が進んでいた国への進出であったが、欧州の巨人といわれる Allianz 社の戦略に見られるように、今後はイタリアやスペインなどの自由化が遅れていた国への進出が中心になるものと思われる。

4. 寡占化の進展

欧州委員会は現時点では寡占化については問題の存在を認めていない³⁴。また最も自由化が進んでいた英国では、EU の手により段階的に自由化が進められた 1980 年から 1994 年までの大手損害保険会社 5 社ないし 15 社による市場占有率は低下している。英国市場のこの減少についての原因を、Swiss Re 社は、保険市場の細分化と専門的保険会社およびダイレクトライティングの進出によるものと分析している³⁵。

しかし、料率引き下げを中心とした競争激化の中で、有効な戦略を打ち出せない中小保険会社は市場から退出を迫られ、大手保険会社は、効率性、生産性の向上、リスクの分散を求めて、国内外で新規進出、買収、合併、提携の戦略を積極化するものと思われる。またドイツ、フランス、イタリアでは職域団体等を対象とした共済制度を含めると、専属代理店の取り扱いシェアが 70%から 80%に達している³⁶。このため、新たな代理店チャネル整備を必要とする支店による進出は困難が伴い、今後も買収、合併、子会社化、提携が盛んに行われる可能性が高い³⁷。

こうした点を考慮すると、米国市場で生じてき

ている、大手保険会社による寡占化が徐々に進展する可能性が今後高まるものと思われる。

・最後に

ユーロピアンパスポートという概念が表現するように、第三次指令により、EU 内の損害保険会社は域内での自由な営業活動が保証され、消費者も域内の保険会社から自由に保険商品を購入できるようになった。

しかし第三次指令が加盟国で施行されてから4年が経過するが、欧州委員会は、損害保険市場では、保険会社、顧客ともに自由化の恩恵を十分に被っていないと評価している。特にクロスボーダー取引は企業物件リスクでは進捗を見せたものの、大衆物件リスクでは顕著な成果は上がっていないと指摘している。

この分野での保険会社の取り組みが積極的でない理由として、欧州委員会は、監督当局の公共の利益を理由とした規制、契約法と税法の不一致、そしてそれらを含めた障害の除去に時間を要していることを挙げている³⁸。

消費者側から考えると、言語、文化、商品内容の差異、為替などがクロスボーダー取引の大きな障害となっていると考えられる。

このような中で、1999年1月1日に単一通貨ユーロが導入されるが、このユーロの誕生は為替交換リスクを解消し、容易な商品比較を実現する。そして隣接する国、地域での保険料、保険約款の収斂が生じてくれば、欧州委員会が指摘しているように、監督当局に対しても、規制・監督の内容の収斂に対する圧力がかかってくることが予想される³⁹。

第三次指令は、フレームワーク指令とも呼ばれているが、このことが示すように単一市場の枠組みはほぼ完成している。これまで概観してきたように、損害保険市場が抱える問題や障害も数多い。しかし、欧州委員会は加盟国の各種指令施行に対して積極的な対応を行っており、また大手保険会社の合併、提携に見られるように市場の変化をももたらし、最近はそのスピードを増してきている。

ユーロ導入によって EU 保険市場は単一市場の完成に向けた新たな段階を迎える。EU 保険市場

の変化が、米国市場、そして日本版ビッグバンの最中にある日本市場にどのような影響を与えるかも含めて、注視して行きたい。

< 参考文献 >

- ・Allianz, “ Annual Report ” , 1992 ~ 1996 .
- ・Cliford Chance, “ Insurance Regulation in Europe ” , 1993 .
- ・Andrew Nuttney, “ The Marketing and Distribution of European Insurance ” , Financial Times, 1995 .
- ・David Turner, “ Direct Insurance in Europe: The Ongoing Revolution ” , Financial Times, 1995 .
- ・Swiss Re, “ sigma ” (No.7/1996) , 1996 .
- ・Statistical Office of the European Communities, “ Single Market in Insurance Leads to More Competition in EU Insurance Industry • Positive Development in Germany & Luxembourg ” (N-1997-27 February 1997) , 1997 .
- ・Carles Esteva, “ The Application of EU Competition Rules to the Insurance Sector . Past Developments and Current Priorities ” , British Insurance Law Association Journal , 1997 .
- ・SIB, “ SIB Chairman Looks to New Era for Regulation ” (26 June 1997) , 1997 .
- ・EU Commission DG XV, “ Liberalisation of Insurance in the Single Market--An Update ” (15 October 1997) , 1997 .
- ・EU Commission DG XV, “ Insurance ” (The Single Market Review Series, Subseries - Impact on Services) , 1997 .
- ・Association of British Insurers, “ Insurance Facts , Figures and Trends ” , 1997 .
- ・Association of British Insurers, “ Insurance Statistics Year Book 1986-1996 ” , 1997 .
- ・Robert Merkin & Angus Rodger, “ EC Insurance Law ” , Addison Wesley Longman , 1997 .
- ・Gesamtverbandes der Deutschen Versicherungswirtschaft e. V, “ Statistical

- Yearbook of German Insurance 1997 ” , 1997 .
- ・Herbert Fromme , “ German Insurance After Liberalisation ” ,Financial Times , 1997 .
- ・Simon Glancy & Mark Kennedy, “ European Insurance To 2010 ・ meeting the customer challenge ” , Financial Times , 1997 .
- ・Jean Ergas , “ Motoring Through Europe ” , BEST'S REVIEW (June) , 1998 .
- ・Brendan Noonan , “ Poking Holes in the Umbrella ” , BEST'S REVIEW (AUGUST) , 1998 .
- ・Andrew McGee , “ The Single Market in Insurance Breaking Down the Barriers”, Ashgate , 1998 .
- ・久保広正著「 EC 統合市場のすべて」(日本経済新聞社、1989)
- ・「欧米における損害保険に対する規制の現状」(損害保険料率算定会、1991)
- ・海外保険事情研究会編「海外の保険事情」((財)大蔵財務協会、1991)
- ・「EC 保険市場統合」(安田総合研究所、1991)
- ・EC 委員会「EC 統合白書」(大田昭和監査法人国際部訳、日本経済新聞社、1991)
- ・村上政博著「EC 競争法」(弘文堂、1995)
- ・正田彬著「EC 独占禁止法」(三省堂、1996)
- ・滝川敏明著「日米 EU の独禁法と競争政策」(青林書院、1996)
- ・長尾治助他編「消費者法の比較法的研究」(有斐閣、1997)
- ・相沢幸悦著「ヨーロッパ単一通貨圏」(東洋経済新報社、1997)
- ・国際通貨研究所編「欧州単一通貨ユーロの全て」(東洋経済新報社、1997)
- ・吉川吉衛監訳「ドイツの保険監督法 ・ 監督法 ・ 涉外法 ・ 競争法 ・ 」((社)日本損害保険協会、1997)
- ・砂川知秀著「ドイツ保険市場の自由化後の状況」(安田総研クォーターリー Vol . 22、1997)
- ・富士総合研究所編「こうなる欧州通貨統合」(中央経済社、1998)
- ・マリオ・モンティ著「EU 単一市場とヨーロッパの将来」(田中素香訳、東洋経済新報社、1998)

¹ 規則 (regulation) は加盟国内でそのまま法律として適用され、国内法に優先する。農業政策など共通政策が適用される分野で用いられる。

² 指令 (directive) は強制力を持つが、目標達成の方法は各国の立法に委ねられる。

³ EU Commission DG XV , “ Liberalisation of Insurance in the Single Market—An Update ” (15 October 1997), 1997 .

⁴ 英国の規制方法を、規制が行われていない (absence of regulation) と評する見解もある。その一例、・Andrew Nuttney, “ The Marketing and Distribution of European Insurance ” , Financial Times , 1995 .

⁵ EU Commission DG XV , “ Liberalisation of Insurance in the Single Market-An Update ” (15 October 1997), 1997 .

⁶ 欧州委員会が、ドイツ、フランス、アイルランド、デンマークの 4 カ国の共同保険に関する規制を EC 法に抵触するとして訴訟を起こしたものである。英国、オランダが欧州委員会を支持して訴訟参加し、ベルギー、イタリアはドイツ等を支持して訴訟参加したため、当時の EC 加盟国 10 ヶ国の内 8 ヶ国が関与することとなった。なお、詳細は安田総合研究所「 EC 保険市場統合」(1991) 第 部第 2 章第 4 節、EC 裁判所の保険 4 判決参照。

⁷ Robert Merkin & Angus Rodger, “ EC Insurance Law ” ,Addison Wesley Longman , 1997 . 当事者が適用する法律を誤った場合でも、裁判所は、適正な法律の適用を行う。また、企業物件リスクについては、第三次指令で法律の適用が拡大され、当事者、リスクが存在する国に係わらず、(EU 以外の) どの国の法律適用も可能になった。

⁸ EU Commission DG XV , “ Insurance ” (The Single Market Review Series , Subseries 輯-Impact on Services), 1997 .

⁹ EU Commission DG XV , “ Liberalisation of Insurance in the Single Market-An Update ” (15 October 1997), 1997 .

¹⁰ 注 9 に同じ

¹¹ 注 9 に同じ

¹² 詳細は安田総合研究所「 EC 保険市場統合」(1991) 第 部第 6 章第 4 節、保険分野に対する

EC 競争法の一括適用除外規則参照。

¹³ Commission Regulation 2932 / 92

¹⁴ Carles Esteva , “ The Application of EU Competition Rules to the Insurance Sector . Past Developments and Current Priorities ” , British Insurance Law Association Journal , 1997 .

¹⁵ Swiss Re , “ sigma ” (No.7/1996) , 1996 . は、英国の公示自由主義 (Freedom with Publicity) が、EU の標準となったと表現している。

¹⁶ Association of British Insurers , “ Insurance Facts , Figures and Trends ” , 1997 .

¹⁷ Statistical Office of the European Communities , “ Single market in insurance leads to . More Competition in EU Insurance Industry Positive development in Germany & Luxembourg ” (N-1997-27 February 1997) , 1997 .

¹⁸ Robert Merkin & Angus Rodger , “ EC InsuranceLaw ” , Addison Wesley Longman , 1997 . 1995 年には、文書、電話により約 5 万件の相談を受け、その内 8 千件ほどの裁定を行った。

¹⁹ 英国では銀行、証券、保険業界別ではなく、株式・債券、保険・投資信託という金融機能別の規制、監督が行われている。

²⁰ SIB , “ SIB Chairman Looks to New Era for Regulation ” (26 June 1997) , 1997 .

²¹ かつて英国保険協会が協定タリフを作成し、保険会社は料率協定会社 (Tariff Companies) と料率非協定会社 (Non-Tariff Companies) に区分されていた。

²² Gesamtverbandes der Deutschen Versicherungswirtschaft e. V , “ Statistical Yearbook of German Insurance 1997 ” , 1997 .

²³ 代替的疾病保険とは、法定社会保険の一部または全部の代替として機能する民営の疾病保険で、第三次損害保険指令第 54 条第 1 項で事前監督制が許容されている。また、強制保険については同指令第 30 条で許容されている。ドイツにおける強制保険としては、船舶による油濁賠償責任保険、自動車・航空機・ハンター・原子力作業・薬物に関する第三者賠償責任保険がある。

²⁴ Gesamtverbandes der Deutschen Versicherungswirtschaft e. V , “ Statistical Yearbook of German Insurance 1997 ” , 1997 .

²⁵ EU Commission DG XV , “ Liberalisation of Insurance in the Single Market-An Update ” (15 October 1997) , 1997 .

²⁶ EU Commission DG XV , “ Financial Services:Meeting Consumer'sExpectations ” , 1996 .

²⁷ Andrew McGee , “The Single Market in Insurance Breaking Down the Barriers” (European Business Law Library), Ashgate , 1998 .

²⁸ Swiss Re , “ sigma ” (No.7/1996) , 1996 .

²⁹ Statistical Office of the European Communities , “ Single Market in Insurance Leads to More Competition in EU Insurance Industry ・ Positive Development in Germany & Luxembourg ” (N-1997-27 February 1997) , 1997 .

³⁰ EU Commission DG XV , “ Liberalisation of Insurance in the Single Market-An Update ” (15 October 1997) , 1997 . また 2010 年には EU の多くの加盟国で、ダイレクトライティングが自動車保険の 50% のシェアを握る可能性があるという意見もある (Simon Glancy & Mark Kennedy , “ European Insurance To 2010 ・ Meeting the Customer Challenge ” , Financial Times , 1997) .

³¹ フランスで、銀行と保険会社が提携を行い、銀行が保険商品も販売する形態を言う。貯蓄型の生命保険での取り扱いでは高いシェアを占めるが、損保商品では実績があまり上がっていない。

³² ドイツで銀行と保険会社が提携を行い、銀行が保険販売も行う形態を言う。最近の記事によると、Allianz 社は世界中の 1 万 1 千を越える銀行の支店で保険商品を販売していると言う (Brendan Noonan , “ Poking Holes in the Umbrella ” , BEST'S REVIEW (AUGUST) , 1998 .)

³³ Alternative Risk Transfer (保険代替手段) の略で、一般的に企業自身でリスクを管理する自家保険、新たな金融手法の活用等、伝統的な保険以外の方法によるリスク管理を指す。

³⁴ Carles Esteva , “ The Application of EU Competition Rules to the Insurance Sector . Past Developments and Current Priorities ” , British Insurance Law Association Journal . 1997 .

³⁵ Swiss Re , “ sigma ” (No.7/1996) , 1996 .

³⁶ 注 35 に同じ

³⁷ EU Commission DG XV ,“ Insurance ”(The Single Market Review Series , Subseries 鞆-Impact on Services) ,1997 . 欧州委員会も域内で保険会社の支店数が減少し、子会社を通じての

引き受けが増加していると、指摘している。

³⁸ 注 37 に同じ

³⁹ 注 37 に同じ